

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月7日、同年12月7日、16年8月7日、及び同年12月7日は16万円、17年8月7日、同年12月7日、及び18年8月22日は16万6,000円、19年1月15日及び同年8月7日は16万2,000円、同年12月7日及び20年8月7日は15万8,000円、同年12月7日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月7日  
② 平成15年12月7日  
③ 平成16年8月7日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年8月7日  
⑥ 平成17年12月7日  
⑦ 平成18年8月22日  
⑧ 平成19年1月15日  
⑨ 平成19年8月7日  
⑩ 平成19年12月7日  
⑪ 平成20年8月7日  
⑫ 平成20年12月7日

私の厚生年金保険の記録では、申立期間①から⑧までについて賞与額が5万となっており、申立期間⑨から⑫までについては、賞与の支給記録が無い。申立期間については、毎回16万円以上の賞与が支給されていた。

給与支払明細書を添付するので、正しい賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①及び⑤から⑫までの標準賞与額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額より、平成15年8月7日は16万円、17年8月7日、同年12月7日及び18年8月22日は16万6,000円、19年1月15日及び同年8月7日は16万2,000円、同年12月7日及び20年8月7日は15万8,000円、同年12月7日は15万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②から④までに係る賞与明細書は無いものの、前後の期間の賞与額又は厚生年金保険料控除額から、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与の支払いを受け、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できることから、平成15年12月7日、16年8月7日、同年12月7日の標準賞与額については、平成15年8月7日支給の賞与額と同額の16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る報酬月額届出について社会保険事務所（当時）に対し誤った額で提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料の納付額が過少であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年2月から18年2月までは30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から19年2月までの期間及び同年4月から20年1月までの期間は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成21年1月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間における標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月1日から21年9月1日まで

私のA社における厚生年金保険加入期間のうち、平成17年2月1日から21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額に比べ低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期

間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとなる。

申立期間のうち、平成 17 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を適用し、また、同年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成 17 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書、源泉徴収票及び B 市が保管する申立人に係る住民税課税基礎資料により、申立期間のうち、17 年 2 月から 18 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から 19 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 20 年 1 月までの期間は 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 20 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円とすることが妥当である。

当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立期間当時の資料は無いため不明としているが、年金事務所が保管する申立事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届により、事業主は、申立人の標準報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ており、給与支払明細書及び源泉徴収票等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていないことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたこと

が確認できる。

したがって、申立人の申立事業所における標準報酬月額を平成 21 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち平成 19 年 3 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与支払明細書に記載されている総支給額に基づく標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 36 年 7 月に結婚のため A 社を退職して約 2 年後の 38 年 7 月に脱退手当金が支給された年金記録となっているが、当該手当金を受け取ったことは無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年後の昭和 38 年 7 月 22 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給決定日前の 2 事業所に係る被保険者期間（15 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給決定日の約 4 か月前まで 1 年以上にわたり勤務した事業所を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち、昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの期間に係る被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間①及び②に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は申立期間②の期間内の昭和 36 年 6 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2週間後には別の事業所において資格取得しており、その間が極めて短期間であることからすると、申立人は、申立期間②に係る事業所の退職後も厚生年金保険被保険者として継続して勤務する意思があったと推定され、自ら脱退手当金の請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、平成20年9月20日から21年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を20年9月20日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、同年9月から同年11月までは13万4,000円、同年12月及び21年1月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月20日から21年2月1日まで

私は、平成20年9月20日にA社に入社したが、担当スタッフの事務ミスにより、同年9月20日から21年2月1日まで厚生年金保険の加入期間に空白が生じてしまったため、その期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、平成20年9月20日から21年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、A社に平成20年9月20日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の標準報

酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 9 月から同年 11 月までは 13 万 4,000 円、同年 12 月及び 21 年 1 月は 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年7月から同年9月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年3月から同年8月までを28万円、18年8月から19年2月までを30万円及び同年3月から同年8月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年8月から10年2月まで  
② 平成13年7月から15年7月まで  
③ 平成16年1月から19年8月まで  
④ 平成16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月、同年12月、20年7月、同年12月及び21年8月

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が支給額よりも低く記録されている。

また、B社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が支給額よりも低く記録されている。

そして、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③に係る標準報酬月額が支給額よりも低く記録されており、申立期間④に支給された賞与について標準賞与額として記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成14年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記源泉徴収簿で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成15年1月については、申立人が提出した15年1月分の給与支給明細書により、厚生年金保険料控除額はオンライン記録と同じ標準報酬月額44万円に見合う金額（3万8,170円）であることが確認できる。

また、平成14年1月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、申立人の平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと考えられる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額よりも同額又は高いことから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、平成13年7月から同年12月までの期間及び15年2月から同年7月までの期間については、給与支給明細書等はなく、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成13年7月から14年6月までの期間及び同年10月から15年7月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③のうち、平成17年3月から同年8月までの期間、18年8月から19年2月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間の標準報酬月

額については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業所が提出した賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、それぞれ 28 万円、30 万円及び 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行っていない。」と回答していることから、事業主は、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成 16 年 1 月から 17 年 2 月までの期間及び同年 9 月から 18 年 7 月までの期間については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業所が提出した賃金台帳により、当該期間について、申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間④については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業所が提出した賃金台帳により、当該期間について、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち平成 16 年 1 月から 17 年 2 月までの期間、同年 9 月から 18 年 7 月までの期間及び申立期間④について申立人が主張する標準報酬月額又は標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、平成 9 年 8 月から標準報酬月額が 41 万円に改定されていること及び資格喪失時の標準報酬月額が 41 万円であったことが確認できる。

また、申立事業所が提出した申立人に係る平成 9 年度源泉徴収簿及び 10 年分給与所得の源泉徴収票における申立期間①の社会保険控除額から、当該期間に控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録と同じ標準報酬月額 41 万円に見合う金額（3 万 5,567 円）であったものと推認できる。

さらに、申立期間①に加入していた D 厚生年金基金によれば、申立人に係る報酬標準給与月額はオンライン記録と同様、平成 9 年 8 月 1 日に 59 万円から 41 万円に変更されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

ねんきん特別便が届き、昭和51年2月及び同年3月が納付記録の無い期間になっていることに気がついた。国民年金の納付書が届けば必ず納付していた。納付記録の無い期間があることに納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿に記載されている申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金記号番号は昭和51年4月7日から9日の間に国民年金被保険者資格を初めて取得したことにより付番されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳をみると、初めて被保険者となった日が、「昭和51年4月8日」、被保険者の種別は、「任意」と記載されていることから、51年4月8日に国民年金の任意加入被保険者となったことが確認できる。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付方法などについて具体的には覚えておらず、保険料納付に係る事情は不明である。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年2月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料を、退職後自宅に送付された国民年金保険料納付書により、近くの郵便局で納付した記憶があるが、国民年金の記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人が平成8年11月から国民年金の第3号被保険者となったことを示す記載が確認できるが、申立期間の保険料を納付したとみられる記載は無く、当該被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、市役所で国民年金の第1号被保険者の資格取得の届出を行った記憶が無いと供述しており、自宅に保険料納付書が届き近くの郵便局で納付したとする以外に具体的な供述は得られない。

さらに、オンライン記録により、平成10年6月9日に申立人に係る国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において保険料の未納期間があったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は昭和 52 年 4 月に、A 町役場で国民年金の加入手続を行った際、同役場の職員から付加保険料の納付を勧められたため、付加保険料の納付の申出をしたと思う。申立期間当時、私が居住していた地域には B 婦人会という組織があり、同婦人会の班長が 1 年交代で国民年金保険料等の集金を行い、班長が集金時に持参したノートに書かれた金額を支払っていた。

付加保険料を納付したことを証明できる資料は所持していないが、定額保険料とともに付加保険料も納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町役場で国民年金の加入手続を行った際、付加保険料の納付の申出を行い、定額保険料と合わせて婦人会の集金人に付加保険料も納付したと申し立てており、オンライン記録によれば、申立期間の定額保険料は納付済みとされていることが確認できる。

しかしながら、A 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、付加年金の加入年月日欄に記載は無い上、申立期間の検認記録は定額保険料のみ納付されたことを示す記載となっており、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、付加保険料の納付の申出を行った場合に記載することとされていた申出年月日の記載は確認できない。

さらに、申立期間は 108 か月と長期間であり、仮に申立人が付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた場合、定額保険料のみを納付済みとする事務処理の誤りが連続して生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間における付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年3月まで

私は、申立期間当時学生だったが、国民年金には加入しなければいけないとの認識があり、アルバイトを始めてお金にも余裕ができたので、母親にA市役所で国民年金の加入手続をしてもらった。

国民年金保険料は、自分の預金口座から引き出し、数か月分ずつまとめて母親に渡し、代わりに納付してもらっていた記憶があるのに、申立期間が未納とされていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を自分の預金口座から引き出し、数か月分ずつまとめて母親に渡し納付してもらったと申し立てているが、申立人は保険料の納付には直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料について具体的な納付時期、納付場所及び納付金額等を記憶しておらず、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたアルバイト先の給与が振り込まれていた預金口座の平成13年4月1日から15年3月31日までの普通預金元帳により出金記録を確認したが、保険料に相当する金額が定期的に引き出されていたことを確認できる記録は見当たらない。

さらに、申立期間直前は学生納付特例の期間とされているところ、アルバイト先が保管している源泉徴収票により、当時、申立人は申立期間と同様に年間150万円を超える収入があったことが確認できるが、当該期間の保険料は納付されておらず、納付意識が高かったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成2年8月までの期間及び6年9月から7年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から平成2年8月まで  
② 平成6年9月から7年8月まで

私は、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を毎月又は2か月ごとに金融機関で納付してくれたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時は、平成9年1月から施行された基礎年金番号制度導入前であるため、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が2年9月1日に就職した際に交付された厚生年金保険被保険者記号番号(\*)のほか、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録による氏名索引によっても、申立人に係る同記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間当時、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は、「申立人の国民年金に係る加入手続の時期、納付金額及び年金手帳の受領については覚えていない。」としており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している上、A市の同名簿及びオンライン記録によれば、平成9年10月に前述の厚生年金保険被保険者記号番号が申立人の基礎年金番号として付番されていること、申立期間②直後の7年9月か

ら9年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていること、及び9年4月から同年10月までの国民年金保険料が同年12月17日に現年度納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は加入時点（平成9年10月頃）において、時効とならず納付可能であった期間の保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年10月まで

私は、Aで就職し、退職後は、送付されてくる振込用紙で国民年金保険料を納付していたが、そのうち滞納するようになった。

その後、平成10年9月頃にB市の実家に戻った際、住民票を移動させると、それまで滞納していた国民年金保険料の振込用紙が届いたので、金融機関で納付したはずであるが、4か月分のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年9月頃にA市からB市の実家に住民票を移してから、それまで滞納していた国民年金保険料の振込用紙が届いたとしているところ、申立期間当時、過年度納付書は、同年9月か12月に申立人の自宅に送付されたと考えられるが、同年9月の時点では申立期間のうち8年7月分が、同年12月の時点では、申立期間全てが時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間後の平成8年12月分の保険料を納付期限直前の平成11年1月26日に過年度納付していることが確認できることから、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、B市に転居後、まとめて納付した記憶はあるとしているものの、具体的な納付時期や納付期間等についての記憶が明確ではなく、当時の保険料の納付状況が不明である一方で、オンライン記録によると申立人は、平成11年度に3回、まとめて国民年金保険料を過年度納付していることから、これらの期間の納付と混同している可能性もうかがえる上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 63 年 2 月まで

私は、昭和 63 年 2 月に A 社に就職が決まった時、国民年金保険料は 2 年間遡って納付ができると聞き、51 年 11 月以降年金を納付していなかった空白を少しでも埋めるため、B 市役所から納付書を送ってもらい、2 年を超えないように、C 郵便局で毎月納付したにもかかわらず、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を B 市役所から送られてきた納付書で、2 年を超えないように毎月 C 郵便局で納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行った結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、「申立期間の納付書は、B 市役所に電話で依頼し、郵送されてきたことは記憶している。」と供述しているが、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月までの期間に係る保険料の納付書は、過年度納付書となるため B 市役所では発行できない。

さらに、申立人は、加入手続について、「B 市役所に電話で 2 年分の保険料を納付する旨を伝えたことは覚えているが、それが、加入手続だったのかどうかは分からない。」と供述しているが、B 市役所は、電話のみで加入手続は行っていないとしている。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金保険料額を記憶しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月

平成12年2月の国民年金の納付記録が未納となっているが、本当に未納であれば、その後欠かさず保険料を納付し続けているのだから、未納期間の納付勧奨があってもよいはずなのに、納付勧奨を受けた記憶がないので、国の記録が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日にA県B市役所で申立期間に係る国民年金への再加入手続と同時に国民年金保険料を納付していたのではないか。」と主張していたが、改製原附票をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日にC県D郡E町(当時)に転入した記録となっており、申立人が主張するA県B市では国民年金への加入手続ができないため、制度上保険料を納付することができない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金への加入手続は平成12年9月8日に行われたことが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付となり、申立人が主張するA県B市では納付できない上、申立人には、平成12年9月8日以降、C県の社会保険事務所(当時)から過年度分の納付書が郵送されたものとみられるが、申立人は「C県では500人から600人が居住する寮に住んでおり、確実に郵便物が届くという住環境になかったので、納付書が届いたという記憶もないし、届いた納付書によりC県で保険料を納付したという記憶はない。」と供述していることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、保険料収納事務の機械化による記録管理の強化が図られていた時期であることを

踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から同年9月まで

私は、送られてきた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を、遅れながらではあるが未納がないように納めてきた。平成10年7月から同年9月までの保険料は、夫の保険料の納付日と同日ではなかったかもしれないが、確かに支払ったにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対し平成12年6月8日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できることから、当該時点では、申立期間は未納期間として取り扱われていたものと考えられる上、申立人は9年12月から10年3月までの保険料を納付期限間に過年度納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時、夫の国民年金保険料も申立人が納付しており、その夫に係る申立期間の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみ納付していないはずがないと申し立てているが、夫婦の保険料の納付日を見ると、申立期間前の約1年間において納付日は必ずしも同日ではなく、夫の納付日から数か月遅れて申立人の保険料が納付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人のみ未納とされていることが不自然とまでは言えない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、納付記

録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 4 月 7 日まで

ねんきん特別便が届き、昭和 51 年 2 月 29 日から同年 4 月 7 日までが加入記録の無い期間になっていることに気がついた。私は、その期間はA社に勤務しており、記録に加入記録の無い期間があることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について継続して勤務していたと申し立てているが、申立ての事業所が保管している申立人に係る厚生年金基金の「一時金裁定請求書」の控えによると、「昭和 51 年 2 月 28 日退職」との記載がある。

また、同じく申立ての事業所が保管している資料では、申立人は、同事業所を昭和 51 年 2 月 28 日に退職したことが記載されており、申立人の雇用保険の記録でも同日の退職とされていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立人は、昭和 51 年 2 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料（給与明細書等）は保管していないとしており、申立期間に係る保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 27 日から 38 年 1 月 11 日まで

私は、出産のためA社を退職後、昭和 38 年 1 月から 8 月までは、実家のB県に帰っていた。

会社退職の際に退職金は無く、脱退手当金の請求をしたことも受け取ったことも記憶に無い。

もらっていない脱退手当金の支給記録があるのは、納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額は法定支給額とおおむね一致している上、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月1日から約5か月後の同年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間前の最初に勤務したC社の昭和26年4月28日から30年8月26日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金の受給手続について承知していたものと推認される。

なお、申立期間の前のD社及びE社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎されていないが、当該被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号については、申立期間の被保険者記号番号とは別の被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、当該未請求期間が存在することについて不自然であるとまでは

言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 21 日から 51 年 2 月 2 日まで

私の夫は、息子と一緒にA社で溶接工として勤務していたが、息子の厚生年金保険の加入記録はあるのに、夫には加入記録が無い。

会社名と夫の名前が書かれている当時の給与袋と、夫と息子が写っている社員旅行の写真を提出するので、当時の同僚や経理担当者に話を聞くなどして調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の複数の同僚の供述、申立人の息子の申立事業所における厚生年金保険加入記録（昭和 45 年 1 月 1 日から同年 10 月 5 日まで）及び申立人の妻から提出された申立人の名前が書かれた申立事業所の給与袋から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の当時の事業主は、「申立人は正社員ではなく、臨時工のような勤務形態で勤務しており、厚生年金保険に加入しない意思を申し出たので、厚生年金保険には加入しなかったことを記憶している。」と供述している。

また、申立期間当時の申立事業所の経理担当者は、「当時は、入退社する者の出入りが多い職場で、正社員はほとんどおらず、従業員にはアルバイト、日雇労働者が多く、厚生年金保険については、本人の申出により加入手続を行っていた。給与は正社員の者は月給で、他の従業員は日給月給で支給していた。」とし、申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある同僚は、

「私は月給で支給されていたが、申立人の給与は日給で支給されていた。」としていることを踏まえると、申立人は申立事業所において、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったことが推測される。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 1 日から 51 年 2 月 2 日までは、申立期間直後に厚生年金保険の加入記録のある B 社での雇用保険加入記録が確認できるところ、当該事業所の事業主は「当社の従業員は、入社と同時に雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険は本人の希望により加入手続を行っていた。申立人は、当初は手取り額が多い方が良くと言って、厚生年金保険の加入を断っていたが、加入を勧め、途中から厚生年金保険に加入した。」としていることを踏まえると、当該期間について、申立人が申立事業所に勤務していたことは考え難い。

加えて、申立事業所及び B 社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 23 年 3 月に国民年金の資格取得日の訂正のために年金事務所に行った際、13 年 4 月は国民年金保険料が未払いで、厚生年金保険にも未加入となっていることを知った。

しかし、私が所持する A 社の平成 13 年 6 月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されている上、同社を退職後、町役場から督促があった際、厚生年金保険の加入期間であることを主張し、会社の経理担当者にも町役場と話し合ってもらった経緯があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の平成 13 年 6 月分の給与明細書から、申立人は 13 年 4 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人が A 社を離職した日は平成 13 年 4 月 27 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、申立人自身も申立事業所に勤務したのは 13 年 4 月 27 日までであり、前述の給与明細書は給与締め日（毎月 25 日）以降の 2 日分の給与に係るものであるとしていることから、申立期間の勤務実態について確認することができない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の

翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成13年4月28日であり、同年4月は申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 13 日から 47 年 4 月 21 日まで  
③ 昭和 48 年 3 月 21 日から 50 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 2 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、D センター以外は当時膨大な残業をし、諸手当の方が基本給の数倍あったにもかかわらず、同社は社会保険事務所（当時）に基本給のみを届け出ている。給与月額は、C 支店では 5 万円前後、D センターでは、3 交替制で深夜勤務もあったため 20 万円超、E 支店では、土日にも出勤し睡眠時間も 3 時間か 4 時間という過酷な労働環境であったので、13 万円から 14 万円程度であった。

その後、F 社で月額 20 万円前後、G 社で月額 25 万円程度の給与をそれぞれ支給されていたが、標準報酬月額はいずれも低い額となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は厚生年金保険の標準報酬月額（C 支店が 1 万 6,000 円から 2 万円、D センターが 2 万 8,000 円から 4 万 2,000 円及び E 支店が 3 万 9,000 円から 6 万円）が、当時の給与月額（C 支店が 5 万円前後、D センターが 20 万円超及び E 支店が 13 万円から 14 万円程度）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚の A 社 C 支店に係る標準報酬月額は、申立人と同水準であることから、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、当該同僚によると、「私の職務は申立人とは異なっていたが、残業時間は同じくらいで、月に40時間程度だった。給与月額は、基本給が1万4,500円、資格手当が1,500円で、残業代は当時の単価で計算して多くて6,000円程度、総支給額は2万2,000円程度であったと思う。当時、6月と12月の年2回、4万円程度のボーナスが出ていたので、申立人はその金額と混同しているのではないか。」としている。

さらに、A社Dセンターの同僚は、「当時の給与月額は記憶していないが、プロ野球のブルペン投手の給与が7万円と聞き、自分よりかなり高いと認識したことを覚えている。」としている上、同社E支店の同僚は、「業界が週休二日制になったのは平成元年か2年頃であるため、当時は土曜日も出勤していたが、16時か17時頃には退社していたと記憶している。当時の給与月額は記憶していないが、標準報酬月額の記録が不当に低いと感じたことは無い。」としている。

加えて、申立期間①におけるオンライン記録の標準報酬月額は、B社から提出された申立人の人事記録により確認できる当時の本俸額（1万4,500円から2万2,600円）を上回っている上、ほかに申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は厚生年金保険の標準報酬月額（4万2,000円）が、当時の給与月額（20万円前後）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、昭和46年2月から同年11月までの間に、E社で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む12人について、資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、いずれも3万6,000円から5万2,000円となっており、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、申立期間②当時、標準報酬月額の最高等級は10万円から13万4,000円であり、申立人の主張する給与月額（20万円前後）に見合う標準報酬月額は、当該最高等級に相当することになるが、同社の役員二人の標準報酬月額が当該最高等級であったことを踏まえると、入社間もない申立人が、役員と同等又はそれ以上の給与を受けていたとは考え難い。

さらに、同社は当時の人事記録等の資料は廃棄済みであるとしている上、ほかに申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は厚生年金保険の標準報酬月額（7万2,000円から15万円）が、当時の給与月額（25万円程度）よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立期間③当時、F社の元役員4人（申立人を含む）

について、標準報酬月額を確認したところ、いずれも8万6,000円から17万円となっており、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

また、同社の元役員は、「申立人が主張するような高額な給与は受けたことは無く、標準報酬月額の記録と同じ10万円程度だった。」としている。

さらに、申立期間③当時、同社で社会保険事務を担当していたと申立人が記憶する者からは、申立内容を裏付ける具体的な供述は得られない上、ほかに申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 12 日から 39 年 11 月 29 日まで  
私は、昭和 39 年 11 月 29 日にA社を退社した後の同年 12 月 24 日に脱退  
手当金を受給した記録になっているが、受け取った記憶が無いので、当該期  
間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を  
支給した旨を示す「脱」の記載が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に  
計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約  
1 か月後の昭和 39 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理  
に不自然さはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金の任意加入者の状  
況から昭和 41 年 10 月頃に払い出され、申立人の国民年金被保険者台帳により  
36 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、資格取得日以降の  
国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、当該時点  
では申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金  
を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立  
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年4月1日まで

私は、A社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を減額して届出をした覚えは無く、社会保険事務所（当時）が勝手に減額したと考えられる。当時の給与額は、申立期間前と変更は無かったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年11月から7年9月まで59万円、同年10月の定時決定で59万円と記録されていたところ、同年10月13日付けで、同年1月に遡って9万8,000円に減額訂正されており、この訂正処理が、8年9月まで継続していることが確認できる。

申立事業所が加入していたB基金（以下「基金」という。）から提出された当時の各届出書等で、i) 平成7年10月12日付けC社会保険事務所の受付印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人及びその妻の標準報酬月額が同年1月から9万8,000円に改定された旨記載されていること、ii) 同年10月31日付け基金の受付印が押されている算定基礎訂正届によると、申立人の同年10月の定時決定59万円を9万8,000円に訂正し、その妻の同年10月の定時決定50万円を9万8,000円に訂正する旨記載されており、i) 及びii) の書類には、いずれもA社の事業所名の押印及び事業主である申立人の社長印が押されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、申立人自身が社会保険の手続を行っていたと供述している。

加えて、基金における申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、8年10月の定時決定に基づき9万8,000円として同年8月22日付けで処理されており、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、基金から提出された平成8年8月8日付けのC社会保険事務所の受付印が押されている算定基礎届によると、申立人及びその妻の同年10月の定時決定が9万8,000円であると記載されている上、申立事業所名の押印及び事業主である申立人の社長印が押されていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、申立人は、当該期間において、申立事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを示す賃金台帳等の資料の提出は無い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

当該期間当時において、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年4月1日まで

私は、A社の取締役であったが、会社は申立期間の標準報酬月額を減額して届出しておらず、社会保険事務所（当時）が勝手に減額したと考えられる。当時の給与額は、申立期間前と変更は無かったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年1月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年10月から7年9月まで50万円、同年10月の定時決定で50万円と記録されていたところ、同年10月13日付けで、同年1月に遡って9万8,000円に減額訂正されており、この訂正処理が、8年9月まで継続していることが確認できる。

申立事業所が加入していたB基金（以下「基金」という。）から提出された当時の各届出書等では、i)平成7年10月12日付けC社会保険事務所の受付印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人及びその夫の標準報酬月額が同年1月から9万8,000円に改定された旨記載されていること、ii)同年10月31日付け基金の受付印が押されている算定基礎訂正届によると、申立人の同年10月の定時決定50万円を9万8,000円に訂正し、その夫の同年10月の定時決定59万円を9万8,000円に訂正する旨記載されており、i)及びii)の書類には、いずれもA社の事業所名の押印及び事業主である申立人の夫の社長印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人は、事業主の妻であり、申立事業所の商業登記簿謄本により、同社の取締役であることが確認でき、申立人は、「申立事業所の社会保険料納付のために手形を社会保険事務所に渡していたが、不渡りで社会保険事務所から返却された。」と供述していることから、申立人が減額訂正処理について知らなかったとは考え難い。

加えて、基金における申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている取締役であり、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、8年10月の定時決定に基づき9万8,000円として同年8月22日付けで処理されており、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、基金から提出された平成8年8月8日付けのC社会保険事務所の受付印が押されている算定基礎届によると、申立人及びその夫の同年10月の定時決定が9万8,000円であると記載されている上、申立事業所名の押印及び事業主である申立人の夫の社長印が押されていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、申立人は、当該期間において、申立事業所の取締役であったことが確認できる上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを示す賃金台帳等の資料の提出は無い。

このほか、当該期間について、申立人の主張する厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

当該期間当時において、A社の取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認

められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 25 日から 59 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 58 年 9 月 21 日にA社B工場に就職し、61 年 9 月 16 日に退職するまでの間、一度も同社を退職したことはない。

しかし、昭和 58 年 10 月 25 日から 59 年 1 月 21 日までの厚生年金保険の加入記録が漏れており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立事業所が提出した人事関係記録資料により、申立人は、申立期間を含む昭和 58 年 9 月 21 日から 61 年 9 月 16 日まで継続して申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所が提出した申立人に係る退職金計算書には、「雇入年月日 59 年 1 月 21 日」及び「退職年月日 61 年 9 月 16 日」とされているところ、申立事業所は、「退職金は正社員であった期間について支給されるため、申立人は、申立期間は正社員ではなくパート雇用だったと思われる。また、申立期間の前の昭和 58 年 9 月 21 日から同年 10 月 25 日までの被保険者期間について、当時の担当者が、申立人はパート雇用なのに間違っして厚生年金保険に加入させた後、間違いに気づき、すぐに、喪失させたのではないか。」としている。

また、申立事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は昭和 58 年 9 月 21 日に被保険者資格を取得し同年 10 月 25 日に被保険者資格を喪失した後、59 年 1 月 21 日に再度、被保険者資格を取得し、61 年 9 月 17 日に被保険者資格を喪失した記録となっており、これはオンライン記録と同じであることが確認できるとともに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険

者原票において、申立人が58年10月25日に被保険者資格を喪失したことに伴い、同年10月26日に健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間に係る給与関係の資料を保管していないため、申立期間における保険料控除について不明としている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。